

平成 29 年 2 月 14 日  
一般社団法人東京都金属プレス工業会

家内労働の委託をしている方へ

## 「委託状況届」は 4 月 30 日までに忘れず提出してください

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは毎年 4 月 1 日現在の家内労働者数等について、労働基準監督署を通じて東京労働局に届け出るものです。用紙は最寄りの労働基準監督署にありますので、4 月 30 日までに忘れず提出してください。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは材料の提供を受けて、他人を使わず、同居の親族だけで物の製造・加工を行い、工賃を得ている人をいいます。したがって、宛名書き等のような事務の代行、あるいはホームページの構築など**物の加工**を伴わない委託は原則として該当しません。

詳しくは東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（03-3512-1614）または最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。